

家庭教育講座等業務 評価基準

評価項目	評価のポイント	配点
提案者に対する評価	確実に業務を実施できる体制が整っているか。	10
	本業務と同種又は類似業務の実績は十分あるか。	5
提案・ヒアリングに対する評価	本市の目的を理解した提案内容となっているか。	10
	家庭教育講座業務に関する専門知識を有しているか。	10
	提案内容は具体的で実現性があるか。	10
	家庭教育や子育ての知識や意欲が深まる内容となっているか。	10
	家庭教育や子育ての不安や悩みを解決する内容になっているか。	10
	乳幼児期における家庭の教育力の向上に寄与する内容になっているか。	10
	保護者の関心を引き、受講してみたいと思える講座内容になっているか。	10
	受講者が受け入れやすいような工夫があるか。	10
その他 (社会貢献活動等に係る認証等の有無) 合計	<p>企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。</p> <p>(加点方法)</p> <p>評価項目の取得数により以下の配点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1項目取得…1点 2項目取得…2点 3項目取得…3点 4項目取得…4点 5項目以上取得…5点 <p>(対象となる認証等)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2)浜松市消防団協力事業所の認定 (3)浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4)健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5)浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6)浜松市企業のCSR活動表彰（注1） 	5
	合計	100

注1 浜松市企業のCSR活動表彰では、企画提案書提出期限日の2年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は評価委員 1 人あたりの点数 100 点×出席した評価委員の人数とする。
- 3 満点の 60% を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1)評価項目「提案・ヒアリングに対する評価」の合計点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1) も同点の場合は、評価項目「提案者に対する評価」の合計点数が高い者を上位とする。